

消防法による命令の公告

Notification of Order under the Fire Service Act

2024 年 5 月 17 日現在

命令の対象となった 防火対象物又は施設	所在地	札幌市中央区南 2 条東 1 丁目 1 番地 6
	名称	M' s 二条横丁
	完成検査番号	
命令を受けた者	・煙山 育子 ・煙山 裕也 ・有限会社MARO企画 代表取締役 齊藤 正廣	
命 令 事 項	・令和 6 年 5 月 13 日までに、上記防火対象物の居室が建築基準法上の地上 3 階以上に存しないよう、防火対象物の一部若しくは居室を移転させ、又は当該要件に該当しない防火対象物の構造となるよう改修すること。 ・令和 6 年 5 月 13 日までに、上記防火対象物の 2 階以上の居室のうち、直通階段が設けられていない防火対象物の部分に、直通階段を設けるよう改修し、又は前 1 の事項に適合するよう移転すること。 ・令和 6 年 1 月 13 日までに、上記防火対象物の 2 階に避難器具を技術上の基準に従って設置すること。	
命 令 発 令 日	令和 5 年 11 月 10 日	
命 令 発 令 者	札幌市中央消防署長	
Building or facility targeted by the order	Location	Minami 2-jo Higashi 1-chome 1-6, Chuo-ku, Sapporo-shi
	Name	M' s Nijo Yokocho
Violation of the Fire Service Act	・ The third and fourth floors are in violation of the Building Standards Act. ・ There is no direct staircase to some rooms on the second floor and above. ・ Evacuation devices are not installed on the second floor.	